

北海道公立大学法人札幌医科大学公告第36号

北海道公立大学法人札幌医科大学会計規程（平成19年4月1日規程第43号）第25条の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和8年3月2日

北海道公立大学法人札幌医科大学理事長 山下敏彦

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和7年度において札幌医科大学が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約

令和8年3月2日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学附属病院医師事務作業補助業務に関する労働者派遣業務契約

(2) 資格

札幌医科大学附属病院医師事務作業補助業務に関する労働者派遣業務契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 役務等の種類

- ア 医療文書の作成
- イ 電子カルテやオーダーリングシステムへの入力、または診療録・伝票の記載
- ウ 診療に附随する事務的業務
- エ 行政対応のための事務的業務
- オ その他医事関連業務等付随する業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則（以下「契約事務取扱規則」という。）第3条に規定する者でないこと。
- (2) 契約事務取扱規則第4条の規定する者でないこと。
- (3) 北海道及び北海道公立大学法人札幌医科大学が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道及び北海道公立大学法人札幌医科大学が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関

する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第5条第1項の規定による一般労働者派遣事業の許可を受けていること。

(8) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(9) 引き続き2年以上人材派遣業を営んでいること。

(10) 過去3年間に、許可病床数500床以上の病院において、医師事務作業補助業務に係る受託実績があり、かつ誠実に履行した者であること。

(11) 受託後6ヶ月以内に医師事務作業補助体制加算の施設基準に定められた32時間以上の研修を実施した者の派遣が可能な者であること。

(12) 派遣労働者の派遣先で取り扱う個人情報に関し、次の方策を講じていること。

ア 内部規定の作成（就業規則等で規定されている場合も含む。）

イ 派遣労働者への教育及び研修の実施

ウ 派遣労働者からの誓約書等の徴取

(13) 札幌市又は札幌市に隣接する市町村に本店、支店又は営業所を有すること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和8年3月2日（月）から令和8年3月12日（木）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、札幌医科大学のホームページ

(<https://web.sapmed.ac.jp/jp/section/bid/index.html>)においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 札幌医科大学附属病院経営戦略部改革推進課経営管理係

イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西16丁目291番地

電話番号 011-688-9528（直通）

4 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請

を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合法（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、3の(3)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が次に該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を有する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。